

○厚生労働省告示第二百八十三号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十七年六月一日から適用する。

平成二十七年五月二十九日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第三に次の一号を加える。

六十 周術期カルペリチド静脈内投与による再発抑制療法 非小細胞肺がん（CT撮影により非浸潤がんと診断されたものを除く。）